

任意継続保険加入手続きについて

三井物産健康保険組合

任意継続被保険者制度は、ご本人の希望により、退職後も当健康保険組合の被保険者となれるしくみです。人間ドックの補助や、高額な医療費がかかった場合の当組合独自の付加給付が在職中と同じように受けられます。

その他に「国民健康保険」や「ご家族の健康保険の扶養」の選択肢もありますので、ご自身でご判断いただいた上で手続きを行ってください。「国民健康保険」の保険料は、お住まいの自治体にご確認ください。「ご家族の健康保険の扶養」は被扶養者認定基準がございますので、ご家族が加入している健康保険組合にご確認ください。

なお、退職日の翌日から再就職先で健康保険の加入対象となる方は、再就職先での健康保険加入が優先されますので、任意継続にはご加入いただけません。再就職が先の日付の方は、それまでの期間、任意継続にご加入いただけます。

1. 加入条件

退職日まで継続して2ヶ月以上の健康保険被保険者期間があること

資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当組合に『任意継続資格取得申請書』を提出すること（**組合必着**）

2. 加入期間

退職日の翌日から最長2年間（途中で辞めることもできますので、その際にご連絡ください）

3. 申請手続

- ①退職日の翌日から20日以内（当組合必着）に『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』をご提出ください。申請書の受付は、資格喪失日の1ヶ月前から可能です。（退職日が確定していること、退職日の翌日から再就職先で健康保険の加入予定がない場合に限りです）

◆社内便または郵送にてご提出ください

三井物産社内便：アドレスコード KENPO

郵送：〒100-6821 東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル21階 三井物産健康保険組合

- ②当組合で申請書受付後、『任意継続保険料のお知らせ』をご自宅に送付しますので、初回分保険料をお振込みください。
- ③任意継続資格取得日（退職日の翌日）以降に、『任意継続資格取得通知書』等をご自宅宛に送付します。

※初回保険料が期日までに納付されない場合は、任意継続保険の資格取得日に遡り加入を取消します。

4. マイナ保険証・資格確認書について

令和6年12月2日以降は、健康保険証の新規交付ができません。今後は、マイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの）での受診が基本となります。

◇マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証をご使用ください

在職中に、マイナンバーカードの保険証利用登録が完了している場合は、任意継続切り替え時に再度登録する必要はありません。ただし、退職後の次の保険（任意継続・国民健康保険等）の加入手続きは必要です。

『任意継続資格取得通知書』の受領後に、ご自身でマイナポータルにて健康保険証情報をご確認いただき、任意継続の資格が表示されるかご確認ください。

◆マイナ保険証を利用できない方は、『任意継続資格取得申請書』の資格確認書発行欄の必要に☑をしてください

任意継続資格取得日（退職日の翌日）以降に、保険証の代わりとなる『資格確認書』をご自宅宛に送付します。

5. 保険料

保険料は在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となり、納付も各自で行っていただきます。40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は、介護保険料も全額負担となります。なお、被扶養者には保険料はかかりません。

①保険料の決め方（翌年度の保険料も同じ方法で算出）

「退職時の標準報酬月額」または「前年度9月末時点の当組合の全被保険者の平均標準報酬月額」のいずれか低い方に保険料率を乗じて算定されます。

②保険料が変わるとき

- ・健康保険料率や介護保険料率が改定された場合（4月分より）
- ・標準報酬月額の上限（当組合の平均）が変更された場合（4月分より）
- ・介護保険第2号被保険者に該当した場合・該当しなくなった場合（年齢該当月より）

6. 納付方法

毎月払いのほか、9月分まで、または3月分までを一括で納付する前納制度（割引）もあります。

申請書受付後に、当組合より『任意継続保険料のお知らせ』を送付いたしますので、それぞれの金額をご確認いただき、指定口座にお振込をお願いいたします。

※口座振替（自動引き落とし）や現金は取り扱っておりません。

※月払いをご選択の場合は、毎月10日までに納付いただくか、金融機関の自動送金システムをご利用ください。

※前納された保険料は、就職したとき、死亡したとき、喪失を申し出て健保組合が受理したときに返金されます。

7. 納付期限

【毎月払い】初回分 … 退職の翌日から20日以内

2ヶ月目以降 … 当月分を1日～10日 ※金融機関が休みの場合は翌営業日

【前納】初回分 … 退職の翌日から20日以内

2ヶ月目～9月分または3月分 … 任意継続資格取得月の末日

※退職日の関係で、申請書の組合到着日が資格取得月の翌月となる場合、初回納付保険料が資格取得月分+2ヶ月目保険料の2ヶ月分となります。この場合、前納はお選びいただくことができません。

8. 海外居住者の方（自治体に国外転出届を提出している方）

①40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）で、海外居住者で転出届を提出した被保険者は、介護保険適用除外となり、介護保険料の納付は不要となりますので、「介護保険適用除外該当届」をご提出ください。

又、帰国し国内に転入届を提出した場合は、「介護保険適用除外非該当届」をご提出ください。

②被扶養者が海外居住の場合、国内居住要件の例外に該当するか確認が必要ですので、事前に当組合にお問い合わせください。

指定銀行口座

三井住友銀行 三井物産ビル支店 普通預金 0920111 三井物産健康保険組合

注）振込人氏名は、必ず被保険者名、健康保険記号・番号を入力してください。

任意継続は、健康保険の記号頭が「3」→「9」に変更となります。番号は同じです。

お問い合わせ 三井物産健康保険組合 適用担当 kenpo@dg.mitsui.com